

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年4月25日

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 資料

概 要	-----	1
改正内容	-----	1
施 行 日	-----	1
適 用 日	-----	1
今後のスケジュール	-----	1
【検討資料】 特殊勤務手当等の支給額について	-----	2
【参考】 総務省通知	-----	3

総 務 課

## 大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### ○概要

本町では、近年、国内で発生した災害により、甚大な被害を受けた被災自治体の業務を支援するため、職員を派遣してきた実績があります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震でも消防職員21人、事務職員4人の計25人の職員が被災地に赴き、支援業務に従事しました。

一方で、危険を伴う被災地での支援活動に従事する職員に対し、当該業務に係る特殊勤務手当は設けていませんでした。

本町としましては、今後、県外で発生した大規模災害の被災地において、支援業務に従事する職員に特殊勤務手当として「災害復旧等従事手当」を支給するため、規定の改正を行います。

### ○改正内容

特殊勤務手当の種類に災害復旧等従事手当を新たに追加し、この支給に係る規定を整備します。

#### (1) 支給要件

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した県外の被災自治体において行う災害対応に係る業務に従事したとき。

#### (2) 支給金額

日額 3,480円

### ○施行日

公布の日

### ○適用日

令和6年4月1日（遡及適用）

※ 令和6年度以降の被災地派遣に係る勤務から適用とします。

### ○今後のスケジュール

- ・ 令和6年4月25日 総務建設常任委員会協議会で説明
- ・ 令和6年6月4日 6月議会定例会で議案を提出予定

特殊勤務手当等の支給額について

	災害応急作業等手当（日数）	雑費等	合計
案 1	1,080 円 【国の基準 ※ 1】		1,080 円
案 2	1,080 円 【国の基準 ※ 1】	2,400 円 【神奈川県の実支給額 ※ 2】	3,480 円
案 3	2,300 円 【県内自治体の最高額（大和市） ※ 3】	3,000 円 【大和市の実支給額 ※ 3】	5,300 円

【参考】

※ 1 人事院規則 9-30（特殊勤務手当）より

- ・令和 6 年 2 月の改正により、作業内容を問わず一律 1,080 円が適用されるよう改正されました。

※ 2 神奈川県が被災地支援に職員派遣した場合の雑費等として

- ・食料料として、支給されます。

※ 3 給与実態調査結果等より

- ・災害出動に係る手当を設けている県内の市町村のうち、最高額は、大和市の 2,300 円/日となっています。なお、大和市では宿泊を伴う場合に雑費として 1,000 円/日、食料料として 2,000 円/日（支給条件あり）が支給されます。

総行給第8号  
総行派第3号  
令和6年1月19日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室長  
応援派遣室長  
（公印省略）

#### 災害応急作業等手当の運用について

この度の令和6年能登半島地震により被災された地方公共団体の一日も早い復旧等に向けて、各地方公共団体におかれましては、多大な御尽力をいただいているところ です。

現地での業務を行うに際し、災害応急作業等手当について、国においては、人事院規則9—30（特殊勤務手当）第19条の規定により、異常な自然現象により災害が発生した現場（河川の堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等の業務を対象として支給されることとなっております。

地方公共団体の職員は、このような業務のほか、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しており、例えば、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうることにご留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室 給与第二係  
電話 03-5253-5549（直通）